

別府市寡婦(寡夫)控除みなし適用申請書

平成28年 7月 1日

別府市長 あて

申請者	住 所	別府市上野口町1番15号
	氏 名	別府 花子 (印) 生年月日 S50年1月1日
	電話番号	0977-21-1111
子	氏 名	別府 太郎 生年月日 H26年1月1日

私は、(対象費用等) 認可保育所保育料の算定 について
寡婦(寡夫)控除のみなし適用を申請します。

私は、所得を計算する対象となる年の12月31日及び本申請日の時点で、次のいずれかに該当することを申し立てます。(該当する番号に○をつけてください。)

- 婚姻によらず母となり、婚姻歴がなく、20歳未満の税法上扶養する子(合計所得金額が38万円以下)、又は生計を一にする20歳未満の子(合計所得金額が38万円以下で、他の人の控除対象配偶者や扶養親族となっていない者に限る。)がいる、婚姻(事実婚を含む。)をしていない者である。
- 1のうち、20歳未満の税法上扶養する子がある場合に該当し、母(申請者)の合計所得金額が500万円以下である。
- 婚姻によらず父となり、婚姻歴がなく、生計を一にする20歳未満の子(合計所得金額が38万円以下で、他の人の控除対象配偶者や扶養親族となっていない者に限る。)がいる、婚姻(事実婚を含む。)をしていない者であって、父(申請者)の合計所得金額が500万円以下である。

万が一申請内容に虚偽があった場合は、寡婦(寡夫)控除のみなし適用によって行った決定の取消しに伴う、負担額の差額を支払い、又は給付額の差額を返還します。

平成28年 7月 1日 氏名 別府 花子 (印)

【個人情報取扱同意欄】

私は、寡婦(寡夫)控除のみなし適用の申請に当たり、職員が要件確認に必要な範囲で、他のみなし適用の申請において提出した添付書類を閲覧し、若しくはその写しを取得し、又は申請者及び対象となる子の児童扶養手当の支給、課税並びに戸籍及び住民票の世帯に関する情報を調査し、これらの情報を取得することについて同意します。

平成28年 7月 1日 氏名 別府 花子 (印)
※同意をいただけない場合は、別途市町村民税課税証明書等の提出や戸籍等の調査についてご協力をいただく必要があります。

(裏面)

【注意事項】必ずお読みください。

- 1 生活保護を受給している方又は非課税の方は対象外です。
- 2 所得の状況等により、対象費用等の額が変わらない場合があります。適用の結果については、各対象費用等の担当課から通知します。
- 3 本申請は、寡婦(寡夫)控除のみなし適用の可否の決定を行うもので、対象費用等に係る事業の利用に当たっては、別途利用に伴う手続が必要です。対象費用等に係る事業を新たに利用する場合には、その都度、本申請を行ってください。
- 4 対象費用等に係る事業を継続的に利用している場合は、当該事業の更新時期に本申請書を提出してください。
- 5 寡婦(寡夫)控除のみなし適用は、対象費用等の算定等のみ用いるものであり、税法上の控除を受けることはできません。
- 6 所得の状況や世帯の状況に変更があった場合には、対象費用等に係る事業の申請窓口に出してください。
- 7 ご提供いただいた個人情報、寡婦(寡夫)控除のみなし適用にかかる目的の範囲内でのみ利用します。

【申請に必要な添付書類】

- (1) 申請者及び子の戸籍謄本(戸籍全部事項証明書)3か月以内に発行したもの
- (2) 世帯員全員の住民票の写し(省略のないもの)3か月以内に発行したもの
- (3) 有効期間内の児童扶養手当証書の写し【(1)、(2)の提出を省略できます】
- (4) その他みなし適用に必要な書類(前年の所得を証する書類「所得・課税証明書等」)